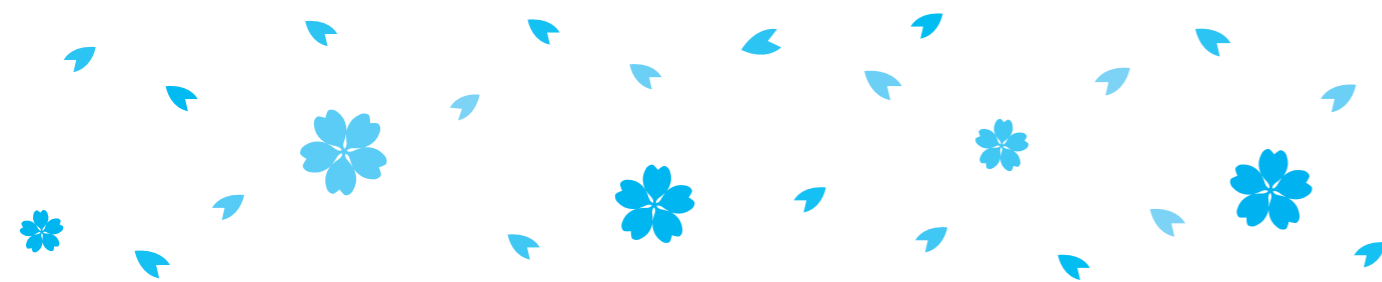


第4期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、市民の皆さんが健康で生きがいのある生活を送るため、3年ごとに計画・策定しています。

平成20年度までの第3期計画が3月で終了し、第3期計画の内容を踏まえ、新たに平成21年度から平成23年度までの第4期計画を策定しましたので、概要を知らせします。

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎ 23-6085



暮らしを支える福祉サービスの充実
 高齢者が可能な限り在宅での生活が送れるよう、引き続き各種福祉サービスを継続・充実して提供することで、高齢者の福祉の向上と介護者の負担軽減を図ります。
 また、低額な料金で高齢者の生活を支援するケアハウス（定員三十人）を、平成二十二年度に一施設開設する予定です。

地域包括ケアネットワークの整備
 四月から、地域包括支援センターの業務を社会福祉法人に委託します。委託後も、市の責任のもとに円滑かつ適正な運営に努め、高齢者一人ひとりの状況や変化に応じた支援を継続的・包括的に提供できるように、センターを中核とした地域包括ケアネットワークの構築に努めます。

地域においては、高齢者の見守りや介護予防のための自主的な活動、健康づくりや生きがいづくりなど、介護予防に向けた取り組みが積極的に実施されるよう、関係機関と連携・調整を行い、地域社会全体で生活環境の整備や地域包括ケア体制づくりに取り組めるよう体制を整備します。

大崎市では、国や県を上回るスピードで高齢化が進行しており、平成二十年の高齢化率は二二・六％となりました。高齢化率は、三年後の平成二十三年には二四・二％に、平成二十六年には二四・八％になると予想されています。また、高齢者のいる世帯数の増加も顕著で、中でも高齢者のひとり暮らし世帯は、平成十二年から平成十七年にかけて二六・〇％増加し、高齢者のいる世帯数の増加率の一〇・四％を大幅に上回るスピードで上昇しています。今後も、核家族化の進展に伴い、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者夫婦世帯の増加が予測されます。

このように、高齢者をとりまく社会が変化していく中で、市民の皆さんができる限り住み慣れた地域で、健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくりが大切です。

第四期計画は、「地域で支え合い健康で元気なまちづくり」の理念のもと、これまでの計画の検証および見直しを行うとともに、本市における高齢者の総合的な保健・医療・福祉サービスを全般にわたる施策の方向を示すものとして策定しました。

認知症高齢者の支援
 地域包括支援センターの総合相談支援機能を活用しながら、認知症相談会の充実を図るとともに、大崎市独自の専門医による認知症相談を実施し、支援体制の強化を図ります。医療機関などと連携することで、認知症の早期対応や悪化の防止と、家族の介護負担の軽減に努めます。

さらに、「認知症サポーター養成講座」などを実施して、認知症の正しい理解について一層の啓発を図り、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。

第一号被保険者の介護保険料
 第四期計画期間中の総費用の見込額は、総額約二五三億三五五万円と推計され、第三期計画の二二五億一五二万円に対して、二八億三三三万円（一二・六％）の増となる見込みです。

第一号被保険者一人あたりの介護保険料基準月額額は、総費用見込額から介護保険料収納必要額を算出し、介護報酬改定（三％増）の影響と介護保険料の軽減（弾力化割合〇・九）を反映させ、さらに保険料の上昇を抑えるために介護給付費準備基金の取り崩

【計画の要旨】

介護予防の重視

第三期計画に引き続き介護予防に重点を置きます。地域包括支援センターや地域の関係機関が連携し、高齢者が自立した生活を送れるよう、高齢者一人ひとりの状態に合わせた介護予防プログラムを提供します。

また、地域での介護予防に向けた主体的な取り組みを支援し、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

介護サービスの充実

居宅サービスは、介護を必要とする高齢者が可能な限り在宅での生活ができるよう、介護サービス基盤の整備状況を踏まえながら、一層の充実に努めます。

施設サービスは、介護老人福祉施設の入所待機者が多いことと、待機期間が長期化していることが全国的にも問題で、本市も例外ではありません。在宅生活が困難な重度の要介護認定者が優先的・重点的に利用できるような仕組みづくりの推進に努めます。

地域密着型サービスでは、介護を必要とする高齢者が今までの人間関係や生活環境を

できるだけ維持し、家庭的な雰囲気の中で生活できるように、小規模多機能型居宅介護施設を平成二十二・二十三年度に各一施設、認知症グループホーム（定員十八人）を平成二十一年度に一施設開設する予定です。

また、小規模特別養護老人ホーム（定員二十九人）を平成二十三年度に一施設開設する予定です。待機者の縮減と待機期間の短縮を図ります。

生きがいづくり活動の推進

健康で生きがいを持って過ごすことで、高齢期の暮らしが変わります。高齢期の人生を充実させるため、高齢者の自主的なサークル活動や地域関係団体の活動などを支援し、生涯学習を推進します。

また、老人福祉センターなどで行われている各種教室の内容の充実・拡大を図り、高齢者の生きがいづくり活動を支援します。

さらに、地域コミュニティの構築に大きな役割を果たす老人クラブの活動が充実できるように支援するとともに、高齢者の生きがいの一つでもある就労の促進やボランティア活動、地域活動への参加の促進などにより、高齢者の社会参加を促します。

計画の進行管理

被保険者の代表者、介護サービス従事者、学識経験者で構成する大崎市介護保険運営委員会において、毎年度、計画の進行管理を行います。この計画に掲げる個々の数値目標の達成状況や、各種事業の進行状況の点検・評価を行い、よりよい事業の展開に努めます。

所得段階	対象者	割合	21年度	22年度	23年度	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.50	22,500円	22,800円	23,100円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額が合計80万円以下の人	0.50	22,500円	22,800円	23,100円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	0.75	33,700円	34,200円	34,700円	
第4段階（基準）	本人が住民税非課税	①公的年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人（軽減対象者）	0.90	40,500円	41,100円	41,600円
		①以外の人	1.00	45,000円	45,600円	46,300円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人	1.25	56,200円	57,000円	57,900円	
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人	1.50	67,500円	68,500円	69,400円	
介護保険料基準月額	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
	3,752円	3,806円	3,860円			